

／ 農業への参入を目指す ／

企業向け

農業参入 マニュアル

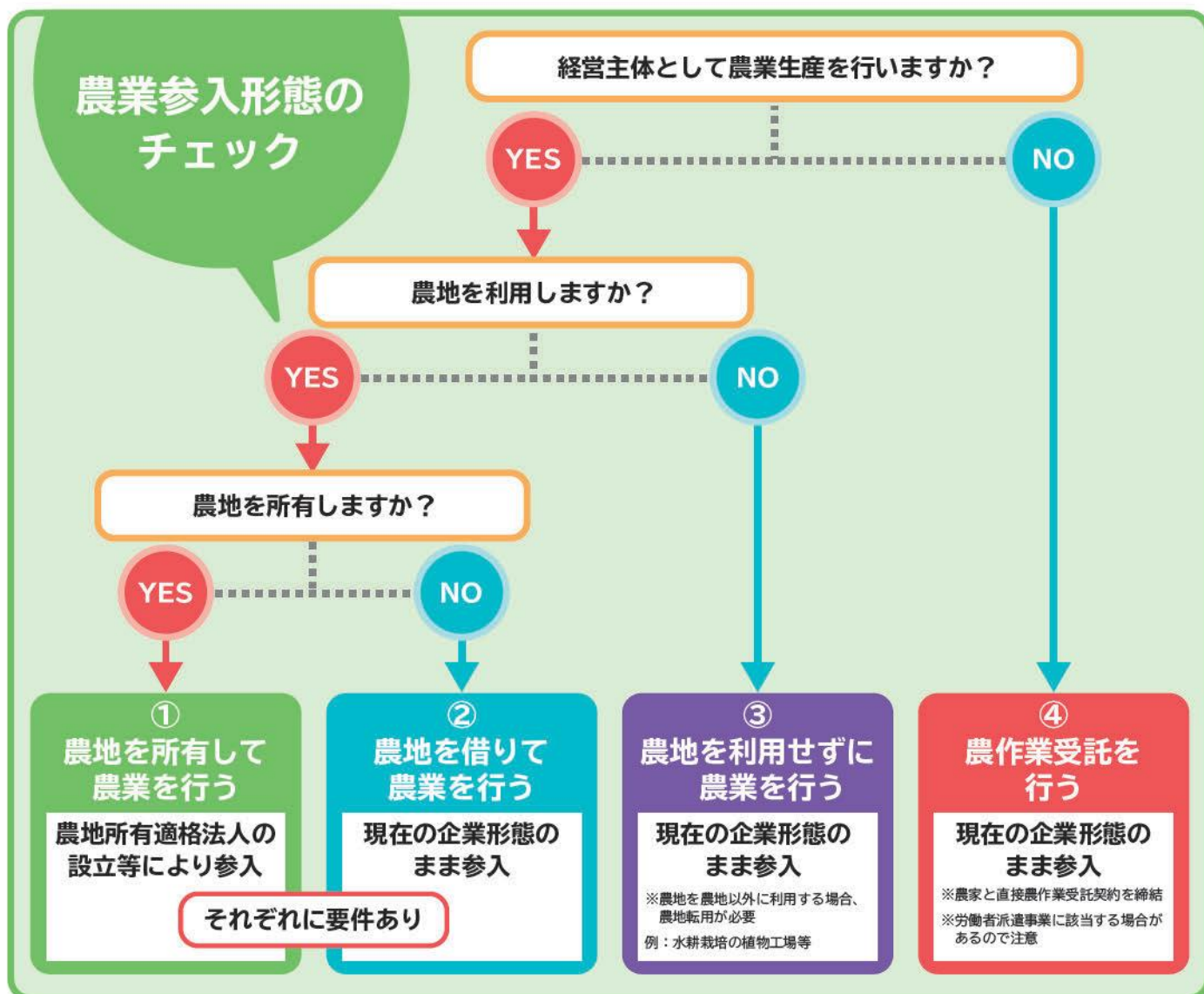


令和3年2月

岡山県農林水産部農政企画課

【目次】

農業参入をお考えの企業の皆様へ	1
農業参入前の主要事項チェック表	2
企業の農業参入に係る相談票	3
農地の所有・貸借に関する制度	5
農地の貸借方法	6
農地中間管理事業について	7
主な支援制度	8
認定農業者・認定新規就農者について	9
参入事例 ① 株式会社 みのり (岡山市)	10
参入事例 ② 株式会社 源 吉兆庵農園 (岡山市)	12
参入事例 ③ クラカアグリ株式会社 (倉敷市)	14
参入事例 ④ 株式会社 山田みつばち農園 (鏡野町)	16
参入事例 ⑤ 西本農園 (美作市)	18
岡山県における主な野菜の収益性の目安 (10aあたり)	20
参入相談窓口・関係機関一覧	21



農業参入をお考えの企業の皆様へ

以下は、これまでに農業参入を検討された企業からの相談をもとに収集した参考資料です。農業分野への参入にあたって御活用ください。

なお、御活用いただく時点によって制度等が変更されている場合がありますので、相談等の際には、念のため関係機関等へ御確認ください。

農業参入に向けた準備

①具体的な営農計画を作成しよう

- ・生産したい品目の栽培計画や、栽培技術の習得に向けた計画を作成します。
- ・条件の良い農地ほど、すぐには見つかりません。農地の確保では、希望するエリアや条件を明確にし、時間的な余裕を持つておくことが必要です。
- ・生產品目の販売先を確保し、販売先が求める出荷規格などを具体的に把握しておくことが重要です。

②資金を調達しよう

- ・経営開始に向け、農地・機械等の取得のための資金や、収穫までの未収益期間の資金を確保・調達する必要があります。

③情報を収集しよう

- ・農業経営の開始前に、視察や関係機関等への相談を行って情報を集めておくことは大変重要です。

農業参入後の留意点

①農地を継続的かつ適正に利用しよう

農地全てを継続的に営農活動に使用することが必要です。

【参考】＜農地法＞

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない。

②地域と調和のとれた営農を実践しよう

農道・水路の保全など、地域農業の一員として自覚を持って活動することが重要です。

農業参入前の主要事項チェック表

できている事項に✓をつけましょう

①事前準備

- 参入目的（人材の活用、地域貢献等）は明確か
- 営農計画を作成しているか
 - 栽培品目と作型（露地・施設など）は決まっているか
 - 栽培規模は決まっているか
 - 参入したい地域を検討したか（事務所からの距離、気象条件・地形・水源・物流適性等）
 - 現地確認（水利、農地の水はけ、日当たり、道幅、周辺の状況等）
 - 農業技術の習得方法（農業技術者の確保）は決まっているか
 - 農地確保の方法（所有・貸借）は決まっているか
 - 生産物の販売先や販売方法、流通方法は確保できているか
 - 施設・機械・資金は確保できているか
 - リスク（気象災害・病虫害・価格変動等）への対応方法は明確か

②関係機関への相談

- 岡山県（①の事前準備に基づいた相談・要望・進め方等）
- 参入を希望する市町村の農業委員会（農地に関する情報収集等）
- 参入を希望する市町村（営農概要の説明・参入に係る条件等）
- 岡山県農業経営相談所（法人化・6次産業化・販路拡大等）

③参入準備

- 市町村に対する参入意思の表明
- 参入条件の整理（面積・参入時期・農地貸借方法・賃借料等）
- 参入候補農地の決定
- 市町村との協議（参入条件・地域住民説明会の開催時期・今後の進め方等）
- 営農準備（農業技術・機械・施設・資金調達等）
- 地域住民説明会

④農地の貸借許可の手続き

- 農地貸借許可申請への準備（撤退時の原状回復・地域での役割分担等）

⑤農地の所有権移転許可の手続き

- 農地所有権移転許可申請への準備（農地所有適格法人の要件・地域での役割分担等）

企業の農業参入に係る相談票

年 月 日

この相談票に記載した内容及び今後の相談内容を、岡山県（県庁、県民局等）及び関係機関（市町村、農業委員会、県農業会議、農地中間管理機構、JA、JA岡山中央会）に提供することについて

同意する **同意しない** （どちらかに○印を記入ください）

※関係機関への情報提供にあたり、不都合がある場合は、その旨を申し出てください。

署名 _____

1. 貴社連絡先

会社名		代表者 役職・氏名	
本社 所在地	〒 _____ 市・町・村		
電話番号		FAX番号	
業種	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 食品以外の製造業 <input type="checkbox"/> 食品以外の卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館業 <input type="checkbox"/> 情報・通信業 <input type="checkbox"/> その他 [_____]		
事業内容		従業員数	
相 談 者	所属 部署	電話番号	
	役職	FAX番号	
	ふりがな 氏名	メール アドレス	

2. 相談の動機（該当するものに○印を記入）

- 具体的な参入計画はないが、参入に興味があり、情報を収集したい
 参入計画があり、情報を収集したい
 具体的な参入計画があり、具体的な相談がしたい
 その他 [_____]

3. 相談したい事柄

- 農業への参入方法 農地確保の方法や条件
 営農場所の選定（農地情報等） 参入形態（法人の設立等）
 作目の選定・生産技術等 生産物の販売
 参入に関わる支援施策 その他 [_____]

4. 農業参入の目的や理由

- 経営多角化のため 雇用安定化のため（事業量確保、余剰労働力活用等）
 地域雇用を図るため 地域発展に貢献するため
 販売物や加工原料を調達するため 本業のイメージアップのため
 その他 [_____]

5. 参入後の経営について

() 農業を本業として経営する () 農業を本業の補完部門として経営する
 () その他 []

6. 農業に関する経験(該当するものに○印を記入ください)

企業としての経験	→	ある	あまりない	全くない
経営者個人としての経験	→	ある	あまりない	全くない
従業員としての経験	→	ある	あまりない	全くない

7. 希望する農業経営の内容

<具体的な参入計画がない場合>

参入したい地域 (市町村・地域名等)	
農地の基盤整備	() 基盤整備済みの農地を希望する () 未整備の農地を希望する () 現時点で未定又はどちらでもよい
希望する経営	() 水稻 () 麦大豆 () 農作業受託 () 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () 畜産 () 花き () その他 []

<具体的な参入計画がある場合>

参入の予定時期	() 未定 () 決まっている → 年 月頃		
参入の形態	() 現在の法人形態で参入 ※定款の目的に農産物の生産に関する内容が必須 () 農地所有適格法人を設立して参入		
栽培予定の 作物・品目		栽培予定規模 (面積等)	
農地の確保	() 確保済み → 登記地番 _____		
	() 探している → 地 域 _____		
農地確保の形態 () 所有 () 貸借			
機械・施設等の 導入予定			
必要な資金の 調達方法			
農業技術の 確保の方法			
販売先			

対応年月日： 年 月 日

対応機関名： _____

対 応 者： _____

農地の所有・貸借に関する制度

企業が農地を「所有」するには、農地法で定める「農地所有適格法人」である必要があります。一方、農地の「貸借」は、一定の要件を満たしていれば、企業でも可能です。

区 分	農地所有適格法人	一 般 法 人
農地利用形態	農地所有、農地貸借	農地貸借（一定の要件あり）
法人形態要件	株式会社（公開会社でない） 持分会社 農事組合法人	制限なし （農地所有適格法人以外の法人）
事業要件	関連事業を含む主たる事業が農業（農業での売上が過半）であること	制限なし
役員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の過半が農業に常時（原則年間150日以上）従事すること ・ 役員又は重要な使用人（農場長など）の1人以上が農作業（原則年間60日以上）に従事すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行役員又は重要な使用人（農場長など）の1人以上が、農業（関連事業を含む）に常時（原則年間150日以上）従事すること
議決権要件	農業関係者が総議決権の過半を占めること	制限なし
農地利用に関する基本的な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の全てを効率的に利用すること ・ 一定の面積を経営すること ・ 周辺の農地利用に支障を及ぼさないこと 	
その他要件	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借契約に、農地を適切に利用しない場合には、契約を解除する旨の条件が付されていること ・ 地域の農業者との適切な役割分担（集落での話合いの参加、農道や水路の維持活動への参加等）のもとに農業を継続的かつ安定的に行うと見込まれること

※ 毎年、農地の利用状況について各市町村等への報告が必要

農地の貸借方法

農地を貸借するには、以下の3つのうちのいずれかの手続きが必要です。

- ・農地中間管理機構が作成する農用地利用配分計画の公告（農地中間管理事業法）
- ・農業委員会の許可（農地法）
- ・市町村による農用地利用集積計画の公告（農業経営基盤強化促進法）

法律	農地中間管理事業法	農地法	農業経営基盤強化促進法
窓口	農地中間管理機構 ^{※1} (次頁参照)	市町村農業委員会事務局	市町村事業担当課
流れ	機構に借受希望を申込(公募) ↓ 農地所有者とのマッチング ^{※2} ↓ 機構による 農用地利用配分計画の作成 ↓ 県の計画認可・公告	農地所有者との 貸借仮契約の締結 ↓ 農業委員会に 権利設定の許可申請 ↓ 農業委員会による 権利設定の許可	農地所有者との合意 ↓ 市町村に利用権設定の申出 ↓ 市町村による 農用地利用集積計画の作成・ 公告
要件等	●貸付け決定の考え方 ①規模拡大、分散錯圖の解消に資すること ②既に効率的かつ安定的な経営を営む者に支障を及ぼさないこと ③新規参加者が効率的かつ安定的な経営を目指せること ※「人・農地プラン」の内容を十分考慮するものとする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 【人・農地プラン】 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもの </div> *市町村、農業委員会等と連携・協力して貸付候補地を選定	●許可の要件 ①農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと ②経営面積の合計が農業委員会の定める下限面積以上であること ③周辺の農地利用に支障を生じないこと ④農地を適正に利用していない場合に貸借契約を解除する旨の条件が付されていること ⑤地域の他の農業者と役割分担をし、継続的かつ安定的な農業経営を行うこと ⑥業務執行役員等の1人以上が耕作等の事業に常時従事すること	●利用権設定の要件 ①農地の全てを効率的に耕作すること ②農作業に常時従事すること ③農作業に常時従事しない者については①のほか次の要件を全て満たすこと (ア)地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと (イ)法人の場合は、業務執行役員等のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること ※計画に、農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が定められている必要がある
その他	・市街化区域以外の区域 ・賃貸借期間が満了すると賃貸借契約は終了 ・下限面積設定なし	・更新拒絶の通知が無い限り賃貸借契約は法定更新 ・下限面積設定あり	農地中間管理事業法と同じ

※1 岡山県では農地中間管理機構による農地の活用を積極的に推進しています。

※2 既にマッチングできている場合は、「農用地利用集積計画」で一括して貸借の設定が可能です。

農地中間管理事業について

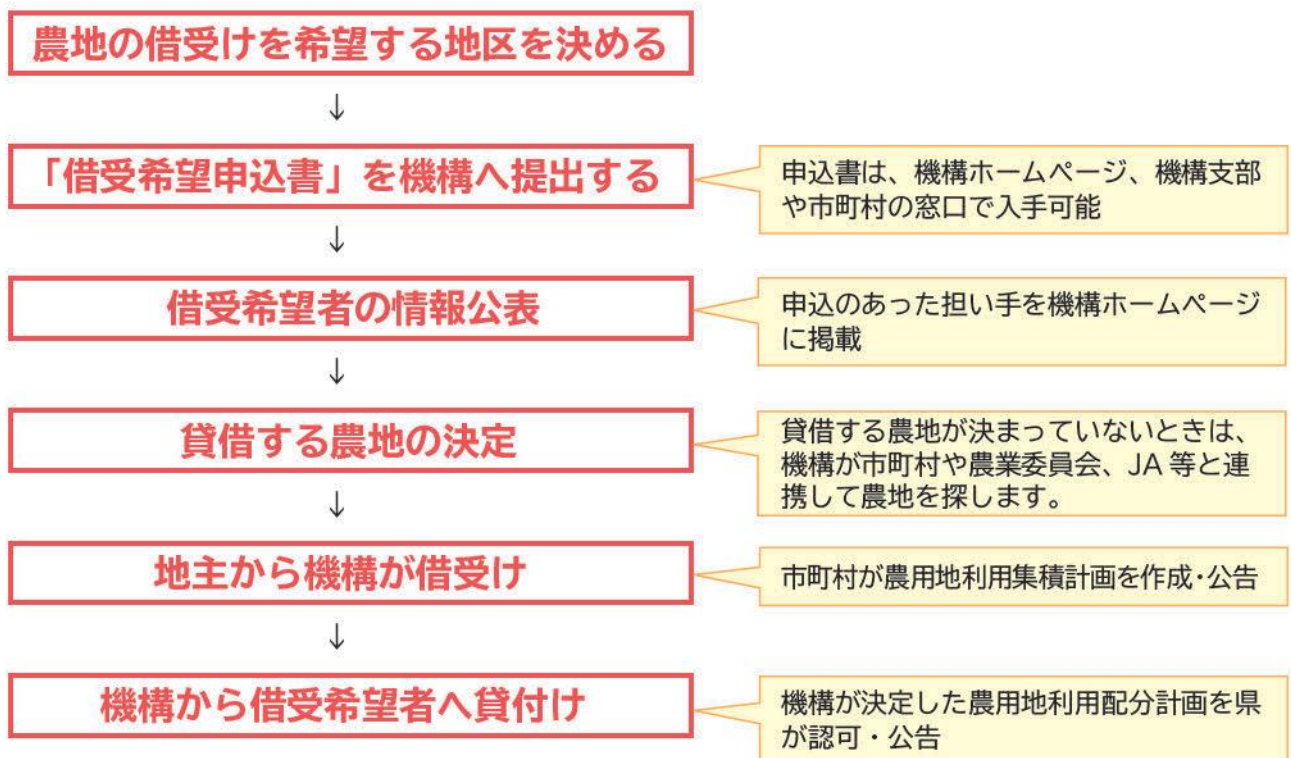
①農地中間管理事業とは

担い手への農地集積を推進することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業です。「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）」第4条の規定に基づき、県知事が指定した公的団体「農地中間管理機構」（以下「機構」）が、地域で話し合われた農地の活用や将来の方針（人・農地プラン）に基づき、農地の借受け、貸付けを行います。

②農地中間管理事業の利点

公的機関を通じて長期間農地を借りることができるので、安心して耕作できます。また、地主との契約や賃料の支払いが一本化され、事務手続きを簡略化できます。

③機構を通じて農地を借りる際の流れ



岡山県農地中間管理機構（公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町1丁目7-36 岡山県庁分庁舎4階

電話：086-226-7423 Fax：086-206-7330

ホームページ <http://ninaitekayama.or.jp/farmland/index.html>

主な支援制度

●農業制度資金

主な資金の概要を記載しています。詳しくは最寄りのJA、農林中央金庫岡山支店、(株)日本政策金融公庫岡山支店、銀行、信用金庫等の各金融機関、市町村、県民局農業振興課、広域農業普及指導センターに御相談ください。

(令和3年2月現在)

資金名	貸付対象者	対象事業	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率 (%)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (公庫資金)	認定農業者 ^{※1}	「農業経営改善計画」達成に必要な農地等の取得、農業用施設・機械等の取得、経営改善のために必要な長期資金等	個人： 3億円 法人： 10億円	25年 (10年)	0.16 ～ 0.30
農業近代化資金 (民間金融機関)	農業参入法人 ^{※2}	農業用施設・機械等の取得、農業経営の改善に必要な資金等	1.5億円	7～15年 (2～7年)	0.16 ～ 0.30
	認定農業者		個人： 1,800万円 法人： 2億円		
経営体育成強化資金 (公庫資金)	農業参入法人 ^{※2}	農地等の取得、果樹の新植、家畜の購入、農機具・施設の取得、農機具・農地のリース料等	1.5億円	25年 (3年)	0.30

※1 「実質化した人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられた認定農業者は、貸付当初5年間は実質無利子化。

※2 原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）。

●補助金制度

(令和3年2月現在)

事業の名称	支援の概要	主な補助要件等 [※]	補助率等
強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ (融資主体補助型)	融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援	地域の担い手 (「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等)	補助率： 3/10以内等 上限額： 個人1,000万円 法人1,500万円

※ ほかにも要件がありますので、関係する市町村農業関係部署へ御確認ください。

認定農業者・認定新規就農者について

認定農業者及び認定新規就農者になると、融資制度などの支援措置を受けられます。

①認定農業者制度・認定新規就農者制度とは

意欲ある農業者が、自らの農業経営を計画的に改善するために作成する「農業経営改善計画」や、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村等が認定し、その計画達成等に向けた取組を関係機関が支援していく制度です。

②認定基準

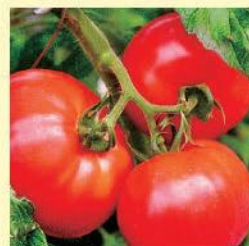
- 市町村が作成した基本構想に照らして適切なものであること
 - 市町村ごとに基準が異なりますが、目安としては、年間農業所得目標500万円、年間総労働時間1,800時間（新規就農者の場合、年間農業所得200万円、年間総労働時間1,200時間）が基準となります。
- 計画達成の見込みが確実であること
- 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

区 分	認定農業者	認定新規就農者
認定の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別を問わず、法人も対象 ・兼業農家や、これから新規に就農しようとする者も対象 ・水稻や畑作等の土地利用型農業、農地を持たない畜産や施設園芸も対象 	<p>認定を受けようとする市町村において、新たに農業経営に取り組む青年等で、次のいずれかの要件にあてはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年（原則18歳以上45歳未満） ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満） ・上記の者が役員の過半数を占める法人 <p>※農業経営を開始して5年未満の者を含む ※認定農業者は含まない</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低金利資金の融資、国、県及び市町村の各種補助事業を利用できる ・農政に関する情報提供を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等就農資金（新規就農者に対する無利子融資）、その他各種資金や補助制度を利用できる ・農政に関する情報提供を受けられる

参入事例

①

株式会社 みつの里



●農業経営の概要

所在地：岡山県岡山市北区御津草生824-1
参入形態：農地所有適格法人（平成25年設立）
経営品目：トマト30a、ミニトマト6a、水稲 6ha
資本金：1,000万円
労働力：従業員4名、外国人実習生2名、パート1名
関連会社：成広建材株式会社（事業内容：砕石業ほか）

（調査年月日：令和3年2月）

～地域の支えとなる経営体に～

農業参入の目的

高齢化と過疎化が進む御津地域の活力になればと、平成24年に農産物直売所「みつの里」を開設し、併設したコンビニエンスストアとともに運営を始めたが、直売所運営では、地元農家の野菜や県特産果実が好評となる中、年間通した農産物の供給と目玉商品の育成が課題となった。そこで、安定した品揃えと特産品づくりを目指して農業生産を決意し、参入に至った。



法人が運営する直売所「みつの里」

農地の確保

年間通して供給できる品目として導入したトマトは、平成26年に御津地区で農地17aを購入し、ハウスを設置して経営を開始した。経営の開始にあたっては、経営改善計画の認定を受けて認定農業者となり、スーパーL資金を活用してハウスを整備した。令和元年には、同地区内に16aを借りて規模を拡大した。



法人が設置したトマト栽培ハウス

また、法人では後継者不在の水田が増えつつある現状を危惧し、自ら水稲経営も手掛ける。農地は、利用権設定や農地中間管理機構との契約分が約1ha、法人役員からの貸借が約5haある。

農業経営の経緯や現況

<生産部門>

- ・トマト栽培では、株の個体管理が容易で、病害発生時の対処がスムーズにできる独立ポット型の養液土耕栽培を採用。さらに、高度環境制御・栽培管理システムを採用し、温度・炭酸ガス濃度・養液量等の管理を自動化し、省力化を図っている。これらは、県外産地への視察などから選定し、生産性や作業性、地域の気候への適性を考慮している。栽培では、施設メーカーの協力を得て、自社の栽培条件に適した手法を共

同で確立している。

- ・トマトは、大玉種（桃太郎ヨーク、りんか）とミニトマト（アイコ、ジュリエッタ他）を、酸味や糖度等を基準に選定し、2か所のハウスで各3名が栽培作業にあっている。
- ・水稻は、計6haで「きぬむすめ」「アケボノ」を栽培し、籾摺り・乾燥・調整作業は、近隣の営農組合に委託している。



収穫後の大玉トマト

<販売>

- ・トマトは、生産量の7割を自社運営の直売所で販売しているほか、市場出荷や岡山市内の量販店内の直売コーナーでの販売も行っている。
- ・米は、岡山市内の米集荷・販売業者へ販売するほか、同直売所でも「みつの里米」として販売し、ブランド化を図っている。



みつの里米

農業参入の効果や課題等

- ・地域には小規模な農家が多く、売り先がなく処分される農産物もあった中、開設した直売所「みつの里」は、地域における農産物の新たな販売拠点となった。
- ・後継者不在の水田を借りて経営することで、耕作放棄地の解消だけでなく、地域農業の担い手として重要な役割を果たしている。
- ・6次産業化へ取組が広がり、平成28年には国の6次産業化認定を受けて、新たな地域特産品となり得るトマトジャム・ドレッシングが誕生した。

今後の展開

- ・トマトでは、県内に類似したシステムを用いた栽培例がなく、手探りで技術を磨いてきたが、さらに経験を積み、品質向上と高単価での販売に努めていく。
- ・水稻経営は、ほ場数が約30枚にのぼり、大型農機が使用できない場所もあるなど、厳しい状況下で、まずは経営を軌道に乗せることが先決である。
- ・地域農業の担い手として、また、地域に雇用を生む経営体として、地域を永続的に担っていける存在を目指していく。

農業参入を目指す企業へ

どんな事業でも言えますが、農業経営も初期投資に多額な費用が掛かります。農地所有適格法人を立ち上げて参入する形態にもメリットはありますが、お金や時間を要するので、まずは現在の法人の一事業部門として農業経営を始めることも視野に入れるべきだと思います。

また、水稻経営は、収量・価格とも安定しづらく、特に厳しい経営になることも想定されるので、収入のベースとなる品目を持つておくことも必要です。栽培経験が少ない者でもチャレンジ可能な、システムが確立された品目もありますので、農業参入する前に十分なリサーチを行い、収益性などを検討しておくことが必須です。

株式会社 源 吉兆庵農園



●農業経営の概要

所在地：岡山県岡山市南区東畦934
 参入形態：農地所有適格法人（平成25年設立）
 経営品目：果樹（マスカット・オブ・アレキサンドリア 40a）
 資本金：2,500万円
 労働力：社員2名、契約社員3名、繁忙期は関連会社から3名
 関連会社：株式会社 源 吉兆庵ホールディングス
 （事業内容：和菓子の製造・販売）

（調査年月日：令和2年10月）

～岡山のこだわり果実を和菓子に～

農業参入の目的

グループ会社「株式会社 源吉兆庵」が販売する和菓子「陸乃宝珠^{りくのほうしゅ}」は、岡山県産マスカット・オブ・アレキサンドリア（以下、「アレキ」）を丸ごと1粒使った看板商品。県内アレキ産地の高齢化や種なし品種への切り替えが進み生産量が減る中、原材料の安定確保を図るため、自社栽培を開始した。



和菓子「陸乃宝珠」

農地の確保

農地は、貸借でなく所有できること、和菓子の製造工場に近いこと等を条件に、（一財）岡山県農林漁業担い手育成財団（以下、「財団」）や農業委員会等に、仲介や情報提供を依頼して模索した。立地や価格面で条件が揃わず、時間は要したが、関係機関の支援や積極的な情報収集により、工場から近い岡山市南区東畦に後継者不在の水田が見つかり、平成26年に50aを取得した。

農業経営の経緯や現況

<生産部門>

- ・栽培品種はアレキのみ（40a）で、計画的な栽培や樹の個体管理が容易にできる「根域制限栽培」を取り入れ、加温栽培を行っている。栽培開始前には、県内のブドウ農家の下で従業員が技術指導を受け、技術習得を図った経緯がある。
- ・栽培管理ではICT技術を導入し、ハウス（6連棟×2、4,000㎡）内の温湿度・二酸化炭素濃度等を外部からスマートフォンやパソコンで把握できる。



アレキの加温栽培ハウス

- ・栽培開始当初から、ブドウ農家と契約を結び、病害虫防除をはじめブドウ栽培全般の指導を受けており、異常発生時などの早急な対応が可能で、企業にとって重要な存在である。



アレキの栽培風景

<和菓子製造への原料供給>

- ・アレキの収穫は5月と7～8月が中心で、収穫物は「陸乃宝珠」を製造する「(株)源吉兆庵」が全量を買取る仕組み。
- ・「陸乃宝珠」の製造に使用するアレキは、自社製造分が1割強、残りは契約農家から購入している。産地は、船穂（倉敷市）、吉備路（総社市）、山陽（赤磐市）などである。
- ・アレキの選果は1粒ずつ入念に行い、傷みなどで使用できない果粒は、ピューレにして他の商品の原料に用いている。

農業参入の効果や課題等

- ・自社栽培により、産地からのアレキ供給量の変動しても容易に対応ができ、原料の安定確保が可能となった。また、和菓子製造に適した規格・品質のアレキを生産できること、収穫したアレキをすぐに工場に搬入できることで菓子の品質向上につながった。
- ・和菓子製造において原料の生産から製造、販売までを一貫して行う社のこだわりが、安心と信頼を生み、広告の役割を果たした。
- ・企業自ら農業をすることでアレキ産地に意欲が伝わり、産地との信頼関係が深まって交渉事がスムーズになった。

今後の展開

- ・農業部門は、試行錯誤しながら年々レベルアップを図っている段階であり、規模拡大はその先と位置付けている。
- ・シャインマスカットが市場で注目されているが、当社では岡山特産であるアレキにこだわり、アレキの味を生かした商品づくりを進めていく。
- ・契約栽培によって県産果実を買取る仕組みを、農家と連携してモデル的に取り組むことで、県内農業や産地の活性化に寄与したい。

農業参入を目指す企業へ

農業は、栽培技術が不可欠なので、参入直後はそれをいかに確保するかが重要です。

特に果樹栽培は、開始から数年間、無収入となることや、マニュアルどおりにならない部分が多くあります。また、手間を要する作業が多く、根気が必要ですが、目標を持って取り組めば、企業の持つブランド力や価値の向上が期待できます。



クラカアグリ株式会社



●農業経営の概要

所在地：岡山県倉敷市西中新田525-21

参入形態：農地所有適格法人（平成28年設立）

経営品目：野菜（令和2年度：キャベツ10ha、レタス80a、青ネギ4ha）

資本金：2,100万円

労働力：従業員5名、パート1名、派遣社員3名、外国人実習生6名

関連会社：倉敷青果荷受組合（事業内容：青果物卸売、カット野菜製造・販売）

（調査年月日：令和2年12月）

～加工・業務用野菜の生産拡大に向けて～

農業参入の目的

「倉敷青果荷受組合」のカット野菜事業では、県内外の農家との契約により原料を調達している。当組合では、加工・業務用野菜の生産を自ら実践し、儲かる経営モデルを示すことで、岡山県内の契約農家の拡大と加工・業務用野菜の生産振興を図るため、「クラカアグリ株式会社」を設立し、農業生産事業へ参入した。

農地の確保

農地確保にあたっては、岡山県や岡山県農地中間管理機構（以下、「機構」）のほか、倉敷市や総社市、矢掛町に相談し、半年かけて最初の農地を矢掛町内に確保した。それに至るまでには、現地説明会を開催するなど、参入地域の理解獲得に努めた経緯がある。

その後も機構等を通じて総社市（清音・小寺地区）、倉敷市（真備・矢部地区）の農地を借り受け、現在は5地区にわたる約16.5haまで経営規模を拡大している。

農地所有適格法人での参入であるが、確保した農地は全て貸借によるものである。

農業経営の経緯や現況

農業経営の開始は平成29年からで、同年に経営改善計画の認定を受けて認定農業者となり、農業近代化資金や青年等就農資金の融資により施設・機械を整備した。また、国や県の補助事業も有効活用し、早期の生産基盤確立を進めている。

<生産部門>

- ・参入時からキャベツ、レタス、青ネギの3品目を、全て露地栽培で生産している。
- ・機械化によって農作業の省力化と栽培面積の拡大を進め、経営の安定化を図っている。
- ・農作業担当には、農業経験者、大学農学部や農業大学の卒業生を採用し、配置している。
- ・有料クラウドサービス「agri-note」を導入



キャベツ栽培の様子

し、農地管理の効率化や作業記録の共有化を図っている。

<販売>

- ・生産した3品目は、全量を「倉敷青果荷受組合」に販売している。同組合が製造するカット野菜の原料に占める「クラカアグリ(株)」供給分の割合は、キャベツの場合で10%である。



カット野菜の商品一覧

農業参入の効果や課題等

- ・担い手不在となった水田の管理を持ちかけられるなど、参入した地域からの信頼を獲得し、地域農業の担い手として認められるようになった。
- ・経営規模の拡大に伴い、スマート農業の導入に向けて情報を集めているが、農地の多くが中山間地にあり面積が小さいため、無人作業機械等の活用は実現が難しい状況にある。また、農地が点在（ほ場総数は約180筆）しているため、機構に対して農地集約への協力を要請しているところである。

今後の展開

- ・カット用野菜の生産と供給を経営の軸としつつ、こだわり野菜の生産や、新たな事業として計画している乾燥・冷凍野菜への原料供給にも取り組み、バランスの取れた経営に努める。
- ・法人が取り組む「中山間地域の農業経営モデル」確立を目標に、規模拡大を進めながら、さらなる安定生産と品質確保に努め、安定した収益の確保を目指していく。また、グループとして、地域農業を担う人材の育成に努めることで地域に貢献する。（栽培契約を結び農業経営を開始した生産者の経営安定のため、定植から出荷までをサポートする取組を大佐町などで進めている。）

農業参入を目指す企業へ

農業は、他産業に比べて思いどおりに進まない部分が多く、とても難しく、厳しい事業です。安易な考えによる参入は、大きなリスクを負いかねず、入念な計画に基づいて参入することが大切です。経営開始後は、施設・機械の整備に相当の初期投資がかかりますが、一般的に経営開始から最低3年間は赤字を覚悟しておく必要があり、それを踏まえた資金の調達・返済計画の策定も重要になってきます。

また、農産物の販売先は、農業参入後に決めるのではなく、事前に協議して販路を確保してから経営を始めることが肝要です。

なお、農業経営の初期段階では、わからないことも多いので、協力者や同志を見つけたり、生産者による協議会やJAの部会などに加入して仲間づくりや知識習得を図ることも必要となります。



株式会社 山田みつばち農園



●農業経営の概要

所在地：岡山県苫田郡鏡野町市場194
 (観光農園) 苫田郡鏡野町塚谷785-1
 参入形態：農地所有適格法人(平成20年設立)
 経営品目：水稲6ha、イチゴ50a、ブルーベリー30a、養蜂
 資本金：1,000万円
 労働力：従業員11名、パート10名、アルバイト14名
 関連会社：株式会社 山田養蜂場(事業内容：ハチミツ製品の開発及び販売)
 (調査年月日：令和3年1月)

～体験型観光農園によるファンづくり～

農業参入の目的

自然界におけるミツバチの役割を広く知ってもらうことで、「山田養蜂場」のファンを増やすため、約15年前に「(株)山田養蜂場」にファーム事業部が発足。イチゴの観光農園事業を開始し、その後、地域貢献の為に、周辺地域の後継者不在の水田で水稲経営も始めた。



農地の確保

- ・観光農園の土地は、当初から個人所有のものを貸借している。
- ・農業生産法人設立後は、町内に農地(水田)を取得した一方で、貸借による水田も増えており、現状で所有地が約1ha、借地が約5haある。なお、貸借は2戸との単年契約である。

農業経営の経緯や現況

農業経営では、「観光事業」「イチゴ・ブルーベリー栽培」「水稲栽培」「養蜂」「販売」の各部を設け、担当者がそれぞれの業務にあたっている。

<生産部門>

- ・中心品目のイチゴは、6品種(かおりの、紅ほっぺ、おいCベリー等)をハウス2棟(計50a)で栽培(高設ベンチでの土耕栽培)している。収穫期は11月下旬から5月中旬。
- ・水稲は大半が「きぬむすめ」、わずかに紫黒米を栽培。蜂蜜の源となるレンゲを裏作で栽培し、景観形成や減化学肥料に役立っている。また、所有するライスセンターで、粳摺り・乾燥・調製・精米作業を周辺から受託している。
- ・栽培技術に関しては、視察等で情報を収集し、岡山県農業大学校卒業の従業員らが先頭に立って栽培を担当している。



イチゴハウス

<販売>

- ・観光農園では、イチゴとブルーベリーの収穫体験のほか、採蜜体験、養蜂体験など、通年もしくは季節限定メニューを複数設けることで、年間を通じて観光客の確保に努めている。年間のレジ通過者数は約4万人。
- ・イチゴは収穫体験以外に、パック販売や通信販売、農園併設のカフェ（令和2年8月開設）で提供するスイーツへの利用など、販売方法は多岐にわたっている。
- ・米は、親会社である「㈱山田養蜂場」が買い取り、「れんげ米」として販売されるほか、社員食堂などで使用される。
- ・養蜂事業で採れるローヤルゼリーは、親会社が高値で買い上げる産物であり、経営を支える重要品目である。

農業参入の効果や課題等

- ・トラクターなど大型農機の移動では、交通の妨げ、公道への泥落下など苦情の要因が多く、「企業」に対して周囲から厳しく見られることもあった。そのため、細心の注意を払うとともに、ユニック車（4.5t）の導入により、機械輸送を容易にしている。
- ・農業参入により、「養蜂」や「ミツバチ」に対する消費者の理解が深まり、グループ会社全体のPR効果につながった。
- ・水稻経営では、地域農業の担い手として認知され、担い手が減少する現状にあって、地主から水田の管理依頼に係る相談が近年増えている。

今後の展開

- ・コロナ禍により、イチゴ食べ放題を中止し、摘み採りに切り替えたところであるが、来客が激減する中、生産物の新たな販売スタイルをつくる必要がある。
- ・経営的にまだ厳しい状況にあるが、生産技術の維持・向上とともに、イチゴの利益率向上、作業受託を含めた水稻の面積拡大等を進め、健全な経営につなげる意向である。
- ・年々増えている自社への水田管理の要望に対しては、立地条件や作業効率などを十分考慮した上で、取得も含めて検討していく。

農業参入を目指す企業へ

農業経営では、いくら良質な農産物ができても、売り先が収入につながらなくてはなりません。参入を検討する段階で販路を確保しておくことが重要です。

また、当社では、農業経営を安定的に維持し、発展させるため、親会社に設置された「経営支援室」が、経営状況に関する収支等のデータを把握・分析して農園の経営改善を図っていますが、このような仕組みや能力が農業経営には求められます。



農地の様子

西本農園

●農業経営の概要

所在地：岡山県美作市長内290
 参入形態：農地借入による参入
 経営品目：野菜（ナス12a、カブ12a、その他）、農産加工
 資本金：1,000万円
 労働力：従業員3名、パート2名
 関連会社：株式会社 西本建設（事業内容：建設業）



（調査年月日：令和2年10月）

～ 6次産業化への挑戦 ～

農業参入の目的

家業として建設業を営む中で、代表者が兼業農家出身であったことから農業を身近な存在に感じていた。また、6次産業化に高い関心を持つようになり、漬物の原材料生産から加工、販売までを視野に入れ、平成19年に耕作放棄地の再生に着手した。



農地の確保

加工原料とする野菜の生産に向け、長年耕作していなかった自家の田畑を1年掛かりで再生し、23aの農地を法人が貸借する形で確保した。

農業参入に関して受けた支援等

- ・農産加工事業の本格化に向け、岡山県の「建設業新分野進出支援計画」の承認を平成21年に受け、補助金を活用して農機・農舎及び食品加工施設（約20㎡）を整備。
- ・農林水産省の「6次産業化総合化事業計画」の認定を平成24年に受け、専門家による加工品開発や販路拡大の支援を受けたほか、6次産業化推進整備事業を利用し、食品加工施設の拡充整備を実施。

農業経営の経緯や現況

<農業生産部門>

- ・生産品目は、加工原材料としているナス（千両）及びカブ（早生大蕪）が中心。
- ・経営では農産加工を主体に位置づけ、農業生産の労働力や規模を必要最低限に抑えることで加工事業に注力している。このため、農業生産ではこれまでに面積拡大はしていない。
- ・平成24年、経営改善計画の認定を受け、美作市の認定農業者（法人）となる。



<農産加工部門>

- ・製造する加工品は約10種類で、規格が異なる商品やセット品を含め、全商品数は20種を超える。これらの内、「辛しなす」が当農園の看板商品。
- ・原材料のナスとカブは、自社生産以外に、契約農家（3戸）からも購入。ナスは時期によって岡山市南区（備南地区）の農家からも調達する。
- ・県内農家とコラボし、岡山特産のモモやブドウを使ったフルーツ甘酒など、バラエティに富んだ商品づくりも展開している。



展示会への出展

<販 売>

- ・加工作業に労力が偏重しないよう、ナスとカブは、道の駅や農産物直売所で青果としても販売する。
- ・加工品は、県内の直売所（JA、道の駅）、スーパー、百貨店などが主な販売先で、美作市の「道の駅 彩菜茶屋」への販売量が多い。また、仲卸業者（主に3社）を通じて県外へも販売する。

農業参入の効果や課題等

- ・参入直後は、栽培知識が無く理想的な成果が得られなかったため、近隣農家やJAに助言を求めて栽培技術の習得を図った。参入から10年経過した現在も、常に技術向上を心掛けている。
- ・農地が山間部にあるため農産物の鳥獣被害が深刻で、十分な対策が見つかっていない。
- ・加工事業では開始から数年間、支援機関等が開く研修会や商談会に積極的に参加したことで、商品づくりに関する様々な技術の習得や販路開拓、さらには人的なネットワークづくりにつながった。

今後の展開

- ・加工事業に重点を置いているため、農業生産は現状を維持していく。
- ・加工事業では、労力軽減や生産能力向上のために機械化も視野に入れているが、投資効率や生産量に見合った販売ができるかを検証し、慎重に導入を考えている。
- ・利益を出すには売上増加が必要となるため、多様な加工品が市場に溢れる中、消費者の声を聞きながら買ってもらえる加工品づくりを目指す。

農業参入を目指す企業へ

中途半端ではなく、本気で農業に取り組めば、自ずと近隣の農家、JA、行政が手を差し伸べてくれます。周囲と良好な関係を築くことも、農業経営を維持・発展される重要な手段の一つです。

また、6次産業は、最低限の初期投資やノウハウは必要ですが、農産物の新たな価値を生み出す魅力的な取組です。是非チャレンジしてみてください。



加工作業の様子

岡山県における主な野菜の収益性の目安（10a当たり）

※以下の指標は、経営規模や経営状況等によって変動しますので、目安とお考え下さい。

区 分	作 型 <収穫時期>	収量 (t)	粗収入 (千円)	経営費 (千円)	所 得 (千円)	所得率 (%)	労働時間 (h)
トマト	雨よけ（養液土耕） <7/上～11/中>	12	4,176	3,080	1,096	26.2	869
ミニトマト	促 成（養液栽培） <10/上～6/下>	12	9,144	6,125	3,019	33.0	2,123
ミニトマト	雨よけ <7/上～11/上>	6	5,190	3,170	2,020	38.9	1,424
いちご	促成（高設栽培） <12/上～6/中>	5.5	7,062	4,913	2,149	30.4	1,374
キャベツ	春まき（契約栽培） <8/上～8/下>	7	532	424	108	20.3	117
キャベツ	夏まき <10/上～10/下>	5	615	500	115	18.7	143
たまねぎ	秋まき（契約栽培） <6/中～6/下>	6.3	353	287	66	18.7	67
レタス	秋まき（トンネル） <12/下～3/中>	3	717	481	236	32.9	214
青ねぎ	周 年	2	1,490	718	772	51.8	400
白ねぎ	春まき・秋冬どり <11/上～3/下>	3	990	702	288	29.1	188

令和2年度農業経営指導指標（令和3年 岡山県農林水産部）

参入相談窓口・関係機関一覧

区分	機 関 名	担当業務・対象地域等	住所・電話番号
岡山	農政企画課	【総合窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7408
	組合指導課	【資金制度に関する窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7418
	農村振興課	【農地や企業向けの補助事業に関する窓口】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7444(農地) 7442(補助金)
	農産課	【農業技術、研修相談】 県内全域	岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7421(技術) 7420(研修)
山 県 民 局	備前県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区弓之町6-1 電話：086-233-9826
	備中県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町	倉敷市羽島1083 電話：086-434-7030
	美作県民局 農林水産事業部 農業振興課	【エリアの総合窓口】 津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町	津山市山下53 電話：0868-23-1304
関 係 機 関	一般社団法人 岡山県農業会議	【法人化・関係農業委員会紹介等】 県内全域	岡山市北区磨屋町9番18号 電話：086-234-1093
	岡山県 農地中間管理機構 (公益財団法人 岡山県農林漁業担 い手育成財団)	【農地の貸借、売買等】 県内全域	岡山市中区古京町1丁目7-36 岡山県庁分庁舎4階 電話：086-226-7423
			備前支部： 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階 電話：086-212-2210
			備中支部： 倉敷市羽島1083 電話：086-435-7720
			美作支部： 津山市山下53 電話：0868-23-1325
岡山県農業経営 相談所	【法人化・規模拡大・6次産業化・販路拡大等】 県内全域	岡山市東区竹原505 電話：086-297-2016	
各市町村 各農業委員会 等	各管轄地域		

岡山県農林水産部農政企画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL 086-226-7408 FAX 086-225-4419
E-mail nosei@pref.okayama.lg.jp
URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/49/>